

有吉直子委員からの質問に対する回答

質問状受領日	平成27年8月21日
質問状回答日	平成27年9月18日

嘉麻市新市庁舎施設整備等審議会事務局へ要望書

かま男女共同参画推進ネットワーク

嘉麻市新市庁舎施設整備等審議会委員 有吉 直子

2015. 8. 12

今回嘉麻男女共同参画推進ネットワークへ委員の推薦依頼を受け、審議会へ参画することになりました。従来の審議会等にネットワークから参画している委員の発言は概ねネットから一任され、その審議内容や、進捗状況について大まかな報告等することで了承を受けてきました。しかしながら、新市庁舎建設に対して、市民から反対運動がなされており、当ネットワークの会員の意見は、様々です。今回の審議会については、ネットワークへの報告が推薦された委員には重要と考えています。そこで、審議会の開催前、開催後の疑問点や質問を文書で提出いたしますので、文書にてお答えくださいますよう、お願いいたします。

1. 出前講座配布資料(庁舎に関するよくある質問)

○Q4 庁舎建設にかかる事業費は？ 予算は？

A4(抜粋)「嘉麻市新市庁舎施設整備等審議会」において論議いただき、具体の調査建設費用は庁舎建設基本計画において概ね算定されます。

問:当審議会において建設費の大まかな算定は出されるのでしょうか？ 今仮に出されている40億円の根拠が解りません具体的に教えてください。支所が変わる新施設の建設費は入っていますか？

(回答): 事業費40億円の根拠については、平成24年2月作成の庁舎問題検討報告書の概算事業費(36億5千万円)を基に、事業費の財源となる合併特例債を活用した場合の返済金額を分かりやすく示すため40億円という金額で例示したものです。なお、広報嘉麻4月号で、「事業費40億円は、試算する際の仮の事業費であり、実際の建設費ではない」と掲載しています。

報告書における概算事業費については、庁舎に配置される職員数から必要となる延床面積を求め、次に近年建築された近隣市等の庁舎の建築費における1平方メートル単価を参考に、新市庁舎の建築費を積算し、その他に必要な車庫、駐車場の舗装、スポーツプラザの解体、設計監理費用の合算した額となっています。

なお、支所に代わる新施設の建設費は、事業費40億円には含まれていません。

より具体的な概算事業費については、当審議会に基本計画(案)を提示しながら決まっていくと考えています。

○Q5 人口は減少していく予想はあるが、庁舎建設に係る財源は大丈夫ですか？

A5(抜粋)財政計画において想定しています。合併特例債を活用できる今であれば、財

源的に可能です。

問：今から20年後までの市の収入・支出予測推計と嘉麻市の人口推計を年代別男女別に教えてください

(回答)：市の収入及び支出の予測推計については、現状本市が作成している財政計画が今後10年間における推計となっているため、平成37年度までの状況に関する資料を【別紙1】として添付します。

また、人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所（厚生労働省に所属する国立の研究機関）において平成25年度に公表された内容に基づき、本市の人口推計に係る資料を【別紙2】として添付します。

なお、当該人口推計については、財政計画において各種収入及び経費の動向を推計する際にも活用しているところです。

○Q6 Q7 職員数の削減

A6 A7

問：職員数の削減で経費削減効果を見込まれていますが、現在の非正規雇用の職員数と給与について今後20年後までの推移について教えてください。

(回答)：正規職員については、Q&Aで示しているとおり、平成39年度までに職員数を350人とし、平成25年度と比較して、年間7億円程度の人件費削減効果を見込むところであり、財政計画においても当該内容を反映させているところです。非正規職員については、平成27年4月末現在で467人雇用されているところですが、職種として小中学校の講師や保育士、保健師等の有資格者の雇用が半数以上を占めており、これらの職種については、専門的な対応が必要となる対象者の数により必要な職員の数変動するため、柔軟な対応が可能となる非正規職員を雇用することにより対応している状況によるものです。なお、非正規職員の給与は、ご承知のとおり、賃金という形で支出しており、市が集計する支出区分においては、人件費ではなく物件費として分類されるものです。財政計画【別紙1】における物件費のうち賃金の推移を確認しますと、現状の賃金を維持するということで試算されているところであり、20年後においても、同様に現状の賃金を維持すると考えられます。

このことから、非正規職員の人数については、現状を維持する想定であり、正規職員数の減少に伴う、職員1人当りの業務量の増加分を非正規職員の増員で補うような試算にはなっていません。

※ 物件費とは・・・

非正規職員の賃金や施設等の維持補修費、各種業務の委託料、施設等の使用料や賃借料等が含まれる。

※ 一般事務補助（臨時職員）の年間1人当りの賃金額・・・約180万円程度

○Q11庁舎の位置を定める条例の一部を改正する条例は、自治基本条例に違反した手続なんですか？

A11(抜粋)地方自治法に基づいており、自治基本条例に違反していない

問:自治体の運営において、首長・議会・議員・職員が地方自治法に則り職務を遂行していくのは、当然のことと考えます。自治基本条例は、地方自治法を具現化したものであり、市民の市政への参画と協働を具体化したものです。15条の7では「市長は、就任に当たっては、この条例の理念の実現のために職務を執行することを宣誓しなければならない」とあります。市民に理解が進んでいない現状において、地方自治法を根拠に、自治基本条例に違反していないと断言することは、自治基本条例が嘉麻市に無い状況と同じだと言えます。新市庁舎建設は市民にとってこれからのまちづくりに大きな影響がある問題です。自治基本条例の第4章議会の役割と及び責務 第5章市長の役割及び責務 第6章情報の共有等についてどのように考えられているのか教えてください。

(回答):「市町村は、法律の範囲内でのみ条例を制定することができる」ことが、憲法に規定されており、法律に規定されている様々な権利を市町村の条例で制限することはできません。

この庁舎位置を変更する条例の提案については、議員提案により行われたものであり、議決に関する議案の提案権(地方自治法第112条)や議会の議決権(地方自治法第96条)に基づく、法律に定められた議員の権利を行使し、法律的に確定したものであります。これらの行為は、法律で定められた議員固有の権限であり、このことから自治基本条例で制限することはできないため、参画義務は規定されていません。

一方、今後必要となる庁舎建設に係る予算や関係条例の制定に関する内容については、現在、執行機関である市長が議会に提案する前にその経緯や考え方について、市民や議会に示しているところであり、その内容については、自治基本条例の第4章議会の役割及び責務(第12~14条)として、議事内容を議会だよりやホームページ等により情報を提供するとともに、市民が議会の活動に参加できるよう、本会議・委員会は、原則公開とされており、新庁舎に関する調査特別委員会も同様に公開で運営され、傍聴が可能となっています。

次に、第5章市長等の役割及び責務(第15~18条)としては、庁舎建設事業の実施に伴う事業費やその財源、将来負担の状況等や定員適正化計画に示されている職員350人体制を含んだ財政計画の策定、庁舎建設事業の目的や必要性をできる限り分かりやすい形で資料提供できるように努め、効率的な市政運営を図るための手段の一つであることを説明しているところです。さらには、市民参加の1つとして、新庁舎建設基本計画策定や支所のあり方、地域振興策等について調査審議する新庁舎施設整備等審議会を設置したところです。

次に、第6章情報共有等(第19~22条)としては、広報誌やホームページ等により積極的な情報提供を行うとともに、市民説明会や出前講座等により説明責任や応答責任をはたすべく対応しているところです。

最後に、第7章参画及び協働（第23～28条）として、庁舎建設に係る予算や関係条例の制定に関する内容については、市民生活に重要な影響を及ぼすため、市民に意見を求めるべく、アンケート調査や出前講座、市民説明会の実施、審議会の委員公募や会議、会議録の公開など市民参画及び協働の視点を重視し、行っているところです。これらの地方自治体の意思決定について、わかりやすくしたイメージ図を「別紙3・別紙4」として添付しています。

2. アンケート結果から

問5 庁舎の利用頻度 ……どの地区も「60代」の庁舎の利用頻度が高い状況である

問6 庁舎に訪れた際の交通手段… 自家用車が73%と非常に高い割合

嘉穂地区においては、約8割が自家用車での利用すべての地域において70歳以上の交通手段はバスを利用する割合が高くなっている

今後超高齢化社会に突き進んでいる嘉麻市において、利用頻度の高い60代が高齢化し、自家用車での利用が出来ない状況が考えられます。交通体系について、どのような施策が考えられていますか、教えてください。

(回答)：本市の交通体系については、民間バス、市バス、福祉バスと多様な運行形態が混在している状況となっています。特に市が運行している市バス、福祉バスについては、合併後若干の運行計画の見直し等を行い、市内周回線などの路線を拡充しているところではありますが、基本的には合併前に運行していた状況をそのまま現状においても引継いでいる状況となっているところから、交通体系の抜本的な見直しが必要であると考えているところであり、市としても協議検討を行っているところです。

今後の交通体系のあり方については、支所において軽易な事務手続きなど行うものですが、内容によっては本庁まで出向かなければいけない状況等も含め、新庁舎建設事業の進行状況と併せて、本庁舎と各支所を循環するバス路線の構築や、交通空白となっている地域への交通手段の手当等、既存の運行状況にとらわれず、民間バス事業者との共存を図りながら、できる限り効率的で効果的な公共交通体系の構築を図っていきたいと考えています。

3. 8月より介護保険制度の改正(要支援が介護保険から外れ自治体での対応となる)で高齢者支援に財源が必要になっていきます。その財源と、今後必要となる高齢者対策に関わる支出の推移について教えてください

(回答)：本市の人口の推移から想定しますと、今後、益々高齢者比率の増加が見込まれるところであり、それに伴う多くの財源が必要となることは避けられないものと考えます。そういった部分からも、住民サービスの確保を図るべく、行財

政改革の推進が必要不可欠であり、庁舎問題の解決、行政組織のスリム化、職員規模の縮小等を実施しながら、各種住民サービスを維持できる体制を確立していく必要があると考えているところです。

※ 高齢者対策に係る支出の推移については、以下の内容で高齢者介護課からの回答になります。

8月より介護保険制度の改正で要支援が介護保険から外れるということではなく、平成29年度までに要支援の方の「訪問介護（ホームヘルプ）」と「通所介護（デイサービス）」だけが保険給付から外れ、介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス」と「通所型サービス」に移行するという事です。しかし、移行したサービスの財源構成は、これまでの保険給付と基本的には変わりなく、国が25%、県が12.5%、市が12.5%、第1号被保険者（65歳以上の方）が22%、第2号被保険者（40歳～64歳の方）が28%の負担割合となっていますので、全て市費で負担するものではありません。

今後必要となる高齢者対策に関わる支出のうち、高齢者介護課所管の介護保険事業支出の推移は下表のとおりです。なお、この数値は、今回の制度改正によるものだけでなく、人口推移、高齢化率の推移等も含まれています。

また、下表の数値が全て市の負担ではなく、市費の負担割合は、給付費が12.5%。地域支援事業の一部は19.5%となっています。

単位：円

	H27	H28	H29
給付費見込額	5,226,782,251	5,399,460,293	5,540,455,325
地域支援事業見込額	96,045,000	123,795,000	186,557,000
計	5,322,827,251	5,523,255,293	5,727,012,325

※ 表内の数値は「嘉麻市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画」からの抜粋です。

※ 詳細につきましては、高齢者介護課へお問合せください。

嘉麻市財政計画(平成25年度～平成37年度抜粋)

【別紙1】

	合併算定替期間			激変緩和措置期間					一本算定期間				
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
地方税	2,819	2,790	2,792	2,792	2,776	2,757	2,739	2,721	2,705	2,687	2,670	2,652	2,636
地方譲与税	184	177	195	194	194	194	194	194	194	194	194	194	194
その他の交付金	456	622	683	855	855	854	853	853	851	850	849	849	848
地方交付税	10,909	10,871	10,704	10,314	10,076	9,878	9,808	9,886	9,814	9,931	10,006	9,965	9,966
分担金・負担金・使用料・手数料	932	906	907	903	900	898	895	892	889	886	883	881	878
国・県支出金	7,460	6,978	6,644	6,631	6,615	6,601	6,586	6,571	6,493	6,480	6,466	6,453	6,439
財産収入・寄附金・諸収入	655	424	355	355	355	355	355	355	355	355	355	355	355
繰入金	491	910	158	197	211	230	170	191	223	252	271	283	260
うち減債基金繰入金	0	92	127	165	180	198	138	159	191	220	239	252	228
繰越金	411	259	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	2,524	1,693	2,006	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
収入合計	26,841	25,630	24,444	24,811	24,552	24,337	24,170	24,233	22,574	22,685	22,744	22,682	22,626

歳出の状況

単位:百万円

	合併算定替期間			激変緩和措置期間					一本算定期間				
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
人件費	3,486	3,564	3,630	3,549	3,486	3,413	3,332	3,270	3,215	3,143	3,108	3,072	3,008
扶助費	7,760	7,866	7,838	7,809	7,778	7,748	7,718	7,688	7,659	7,631	7,603	7,575	7,548
公債費	2,659	2,378	2,248	2,352	2,253	2,352	2,215	2,292	2,438	2,578	2,630	2,591	2,461
物件費	3,543	3,543	3,503	3,540	3,554	3,554	3,554	3,554	3,554	3,554	3,554	3,554	3,554
うち賃金	735	682	682	682	682	682	682	682	682	682	682	682	682
維持補修費	284	284	275	288	301	314	327	341	354	367	380	393	406
補助費等	2,180	2,180	2,100	2,073	2,050	2,028	2,014	1,992	1,966	1,965	1,965	1,965	1,942
積立金	529	984	514	584	584	584	584	584	128	128	128	128	128
うち減債基金積立金	0	146	386	456	456	456	456	456	0	0	0	0	0
投資・出資金・貸付金	52	58	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
繰出金	2,151	2,248	2,290	2,427	2,427	2,427	2,427	2,427	2,207	2,207	2,207	2,207	2,207
支出合計	26,030	24,956	23,962	25,535	25,346	25,333	25,084	25,061	22,774	22,826	22,828	22,738	22,507
収入－支出	811	674	482	▲ 724	▲ 794	▲ 996	▲ 914	▲ 828	▲ 200	▲ 141	▲ 84	▲ 56	119
累積	659	1,333	1,815	1,091	297	▲ 699	▲ 1,613	▲ 2,441	▲ 2,641	▲ 2,782	▲ 2,866	▲ 2,922	▲ 2,803
基金残高	12,784	13,246	14,179	14,227	13,710	12,972	12,376	11,845	11,454	11,093	10,770	10,462	10,297
財政調整基金	3,742	3,532	4,206	3,964	3,170	2,174	1,260	432	232	91	7	▲ 49	14
減債基金	18	1,465	1,724	2,015	2,291	2,549	2,867	3,164	2,973	2,753	2,514	2,262	2,034
その他の基金	9,024	8,249	8,249	8,248	8,249	8,249	8,249	8,249	8,249	8,249	8,249	8,249	8,249
地方債残高	19,853	19,446	19,444	19,882	20,404	20,816	21,355	21,813	20,600	19,235	17,802	16,393	15,101
全職員数	429人	423人	437人	428人	421人	413人	404人	397人	391人	383人	379人	375人	368人

嘉麻市の人口推計（平成27年～平成52年まで）

【別紙2】

区 分		平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
男	14歳まで	2,310	2,028	1,768	1,566	1,412	1,287
	15～64歳	10,492	9,218	8,462	7,900	7,360	6,616
	65歳以上	5,200	5,516	5,287	4,829	4,332	4,045
	75歳以上	2,351	2,333	2,753	2,985	2,775	2,391
	合 計	18,002 <i>(実績値) 18,946</i>	16,762	15,517	14,295	13,104	11,948
女	14歳まで	2,191	1,912	1,685	1,494	1,346	1,227
	15～64歳	10,764	9,330	8,339	7,632	7,020	6,213
	65歳以上	8,561	8,760	8,447	7,835	7,130	6,610
	75歳以上	5,042	5,022	5,370	5,547	5,287	4,746
	合 計	21,516 <i>(実績値) 21,938</i>	20,002	18,471	16,961	15,496	14,050
総 計	14歳まで	4,501	3,940	3,453	3,060	2,758	2,514
	15～64歳	21,256	18,548	16,801	15,532	14,380	12,829
	65歳以上	13,761	14,276	13,734	12,664	11,462	10,655
	75歳以上	7,393	7,355	8,123	8,532	8,062	7,137
	合 計	39,518 <i>(実績値) 40,884</i>	36,764	33,988	31,256	28,600	25,998

※平成27年の上段の数値は推計人口、下段の数値は平成27年5月末現在の嘉麻市の人口である。推計人口は平成22年国勢調査の人口を基に推計しているので、実際の人口と比較すると差異が生じる。

● 人口推計について

1. この人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に推計し公表したもの。
2. この推計は、平成22年の国勢調査を基に以降30年間（5年ごと）について推計を行ったもの。

● 国立社会保障・人口問題研究所とは

- ・厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている機関。
- ・この研究所が実施し公表している人口動向のデータは、年金を初めとする国の重要な政策の基礎的な資料として活用されている。

○地方自治体の意思決定について

市民

選挙

選挙



市長

議員

・予算・条例提出、報告・説明など
(地方自治法第149条)

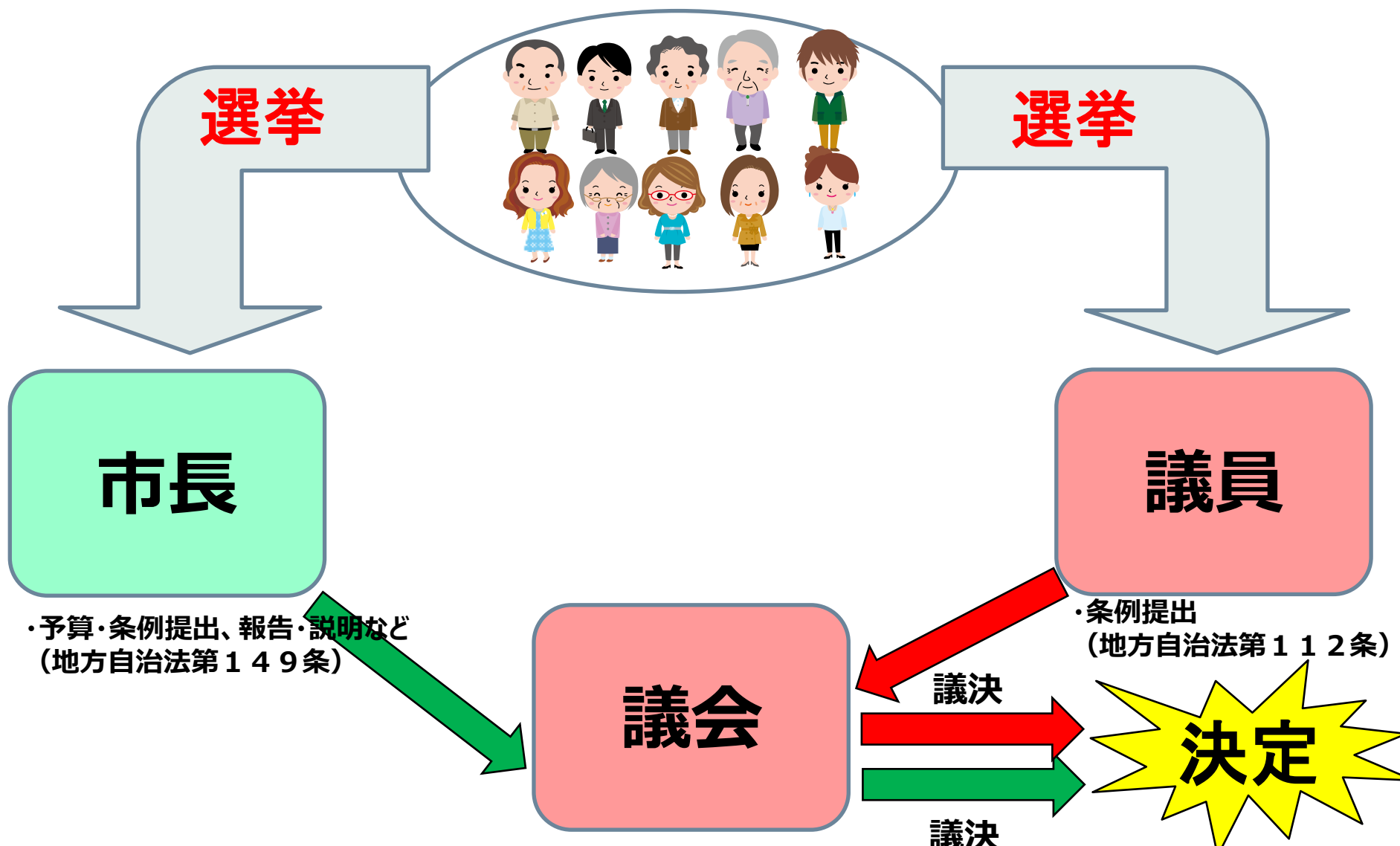
・条例提出
(地方自治法第112条)

議会

議決

議決

決定



○地方自治体の意思決定について (地方自治制度を補完する上で、自治基本条例制定している場合(嘉麻市))

- 第3章市民の権利及び責務
(自治基本条例第9～11条)
- 第4章議会の役割及び責務
(自治基本条例第12～14条)
- 第5章市長等の役割及び責務
(自治基本条例第15～18条)

- 第6章情報共有等
(自治基本条例第19～22条)
- 第7章参画及び協働
(自治基本条例第23～28条)

市民

- ・対等な立場で参画する権利(9条)
- ・情報を知る権利(9条)
- ・参画にあたり発言、行動への責任(10条)
- ・互いの意思を尊重、連携(10条)
- ・行政サービス負担の分任(10条)

